

広報犬山広告掲載に関する契約書

犬山市（以下「甲」という。）と 広告主 ○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、犬山市が発行する広報犬山（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し契約を締結するものとする。

（目的）

第1条 甲は、乙が提出し、審査、承認された民間企業等の広告（以下「広告」という。）を広報紙に掲載し、乙は、甲にその対価として広告掲載料を支払うものとする。

（広告掲載号及び使用枠数）

第2条 広告を掲載する号（以下「広告掲載号」という。）は、令和○年○○月号とし、使用枠数は、○枠とする。

（広告掲載料）

第3条 広告掲載料は、金○○○, ○○○円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額○○, ○○○円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第5条 乙は、この契約に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（事故発生時の報告）

第6条 乙は、この契約に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（要綱及び基準の遵守）

第7条 乙は、甲が提示する犬山市広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び犬山市広告掲載基準（以下「基準」という。）を遵守しなければならない。

（広告掲載料の納入）

第8条 乙は、広告掲載料を甲の発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに納めるものとする。

（広告の範囲及び掲載基準等）

第9条 広報紙に掲載できる広告の範囲、掲載基準等は、要綱及び基準の規定を適用する。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 乙は、広告原稿を自己の負担により作成するものとする。

2 乙は、広告原稿データを当該広告掲載号の原稿締切日までに、甲が指定した方法により提出するものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第11条 甲は、広告内容等が要綱及び基準に反すると判断したときは、乙に対して広告内容等の修正を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 第7条又は前条第2項に違反したとき。

(2) その他広告掲載を継続することが適切でないと甲が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 乙は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 乙は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(広告掲載の中止)

第14条 甲は、この契約締結後、乙の責めによらない社会状況の変化等により、広告を掲載することが不相当と判断したときは、広告掲載を中止することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 広告掲載料が、甲が指定する期日までに納入されないとき。

(2) 広告原稿が、甲が指定する期日までに提出されないとき。

(3) 広告原稿が、承認された広告案と著しく相違するとき。

(4) 公益上の理由により、甲が広告媒体を使用する必要性が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が広告掲載を行うことが適当でないと認めたとき。

2 前項に定める場合のほか、甲乙協議のうえこの契約を解除することができる。

(広告掲載料の返還)

第16条 甲は、納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載ができなくなったと甲が認めるときは、この限りでない。

2 次の各号に掲げる理由により甲が広報紙への広告掲載ができなかった場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

(1) 天災地変その他の非常事態が発生した場合

(2) その他公益上やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合に還付する金額は、当該広告掲載料とし、還付金には利息を付さない。

(信義誠実の義務)

第17条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(広告主の責任)

第18条 乙は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 乙は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

3 乙は、広告掲載に関連して甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(調査又は報告)

第19条 乙がこの契約の定めに違反したときは、甲は、乙に対し、事実関係の調査及び報告を求めることができる。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第22条 この契約に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、甲が定める。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 原 欣 伸 印

乙

印

仕 様 書

1 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

インターネット上に公開する電子データ版の広報紙も同様とする。

2 規格 1 枠：縦 4 5 ミリメートル×横 8 5 ミリメートル

2 枠合併枠：縦 4 5 ミリメートル×横 1 7 3 ミリメートル

3 広告原稿データの作成及び提出

(1) 印刷色は、4 色(カラー)。

(2) 提出する電子データは次のいずれかを使用すること。

① Microsoft Word PDF ファイルに変換すること

② Adobe Illustrator アウトライン化すること

③ Adobe Photoshop

(3) 文字・イラストなどデザインについては、見やすくすること。

(4) 犬山市が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、文字、ロゴ、字体などは使用しないこと。

(5) 広告の中に広告主の連絡先を明記すること。

(6) C D－R 等の記録媒体により提出した場合は、記録媒体は返却しない。

(7) 電子メールに添付しての提出も可とする。ただし次の題名にて送信すること。

題名：犬山市広報紙広告データの送信について

送信先：010201@city.inuyama.lg.jp

4 広告原稿にイラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。